

社会福祉法人山清福祉会 評議員費用弁償規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人山清福祉会の法人業務に伴う評議員に対する費用弁償について定める。

（業務の種類）

第2条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 評議員会等への出席
- (2) 監事による定期又は臨時監査等への立会
- (3) 行政機関による監査の立会
- (4) 研修会への参加及び他の施設の視察業務
- (5) 借入金の申請及び返済に伴う業務
- (6) その他理事長が必要と認めた業務

（報酬等の支給）

第3条 この法人の評議員が、この法人の会議に出席（テレビ会議を含む）した場合は、職務遂行の費用として、1回につき下表のとおり支給することができる。

なお、評議員の本人が辞退した場合は支給しない。

会議参加費
2,672円

（費用弁償）

第4条 第2条の(1)から(3)の業務の場合は、費用弁償として次の表に定める額を支給できるものとする。

日 当	交通費
2,600円	1kmあたり50円

交通費は、原則として役員の住所地を起点として計算する。

2 前条の(4)、(5)及び(6)の場合は、費用弁償として「社会福祉法人山清福祉会旅費規程」を準用し、

施設長の旅費に相当する額の旅費を支給する。

旅費は、原則として評議員の住所地を起点として計算する。

ただし、施設職員が代理で法人業務のため旅行する場合は、当該施設を起点として、「社会福祉法人山清福祉会旅費規程」に準じた額の旅費を支給する。

（適用除外）

第5条 施設職員であって評議員を兼務する者については、職務時間内における第2条の(1)から(3)の業務の場合は、この規程は適用しない。

この場合、やむを得ず当該業務を施設外で行う場合は、この限りではない。

（改正）

第6条 この規程の改正は、理事会の決議により行うものとする。

（雑則）

第7条 この規程に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和 7年4月1日から施行する。